

令和7年度
市民活動団体活動支援・
事業支援貸付利子補給制度

募集要項

申請期間

令和8年

1月5日(月)～2月27日(金)

利子補給金額

令和7年4月1日から令和8年3月31日に
償還した対象融資に係る、利子の60パーセントに相当する額

問合せ・提出先(平日 午前9時から午後5時まで)

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

所在地:〒185-0012 東京都国分寺市本町2-2-1 cocobunji EAST3階

アクティ・ココブンジ(こくぶんじ市民活動センター)

電話:042-327-3771

E-mail:community@city.kokubunji.tokyo.jp.

■ 目的

この制度は、金融機関からその活動及び事業の支援を行うための融資を受けた市民活動団体に対して利子補給金を交付することにより、市民活動団体の健全な運営及び活動を促進し、もって市民活動の推進を図ることを目的としています。

【国分寺市市民活動団体活動支援・事業支援貸付利子補給金交付規則（平成17年規則第34号）】

■ 利子補給の金額など

内 容	
利子補給金額	予算の範囲内において令和7年4月1日から令和8年3月31日に償還した対象融資に係る、利子の60パーセントに相当する額。 (1,000円未満の端数が生じた場合は端数切捨。)
補給期間	償還開始日から5年以内
対象となる融資	500万円以下で、かつ、年利が5パーセント以下
その他	年度毎の申請が必要です。

■ 交付対象団体

金融機関から活動支援・事業支援のための融資を受けた**市民活動団体**（市民活動を行っていて、社会的な課題に取り組んでいる団体のうち、こくぶんじ市民活動センターに登録している団体。）で、下記に掲げる団体は除きます。

- (1) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

参考 こくぶんじ市民活動センター登録要件

- (1) 市内に活動の拠点があること。
- (2) 非営利の活動であること。
- (3) 自主的に行う活動であること。
- (4) 構成員の加入又は脱退に不当な条件を付していないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていないこと。
- (7) 不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。
- (8) 民間が行う活動であること。
- (9) 定款、規約又は会則を有すること。

国分寺市こくぶんじ市民活動センター事業実施要綱より

■ 申請から交付までの流れ

① 交付申請(協働コミュニティ課へ提出) <u>※提出の際には、事前にご連絡ください。</u>	
申請期間	令和8年1月5日(月)~2月27日(金)
提出書類	1. 国分寺市市民活動団体活動支援・事業支援貸付利子補給交付申請書(様式第1号)
	2. 借入証書の写し
	3. 返済予定表
	4. 団体の定款、規約又は会則
	5. 団体の令和7年度収支予算書
	6. 団体の令和6年度収支決算書
	7. 団体の令和7年度事業計画書
② 審査	
協働コミュニティ課にて審査を行い、必要に応じてその他関係書類の提出を求める場合があります。	
③ 交付・不交付の決定	
協働コミュニティ課より、交付決定団体へは承認通知書(様式第2号)、不交付団体へは不承認通知書(様式第3号)により通知します。	
④ 利子補給金の請求(協働コミュニティ課へ提出)	
請求期間	承認通知書を受け取った日から令和8年3月27日(金)まで
提出書類	1. 国分寺市市民活動団体活動支援・事業支援貸付利子補給交付請求書(様式第4号)
	2. 支払利息証明書(様式第5号)
	3. 支払金口座振替依頼書
⑤ 利子補給金の交付	
上記④利子補給金請求の書類提出後、1か月以内に市より、ご指定いただいた口座へ振込みます。	

■ その他

(変更等)

- ・交付決定後、下記の事項に該当する場合は、速やかに書面により市へ届け出をお願いします。
 - ① 市民活動団体の名称、住所又は代表者の氏名を変更した場合。
 - ② 融資の要件に係る事項その他重要事項に変更が生じた場合。

(交付決定の取消し)

- ・利子補給金の交付決定を受けた市民活動団体が、虚偽の申請やその他不正な行為により利子補給金の交付を受けた場合は、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、当該取消しに係る部分に関し、既に市より、利子補給金を交付しているときは、返還を命じます。

(報告)

- ・利子補給金の交付に関し必要があると認める場合には、利子補給金の交付決定を受けた市民活動団体に、報告又は資料の提出を求める場合があります。
- ・利子補給金に係る資金の借入れに関し必要があると認める場合には、市民活動団体活動支援・事業支援の融資を行った金融機関に対し、報告又は資料の提出を求める場合があります。